

広報

No.579

2011
3/1

あいかわ

A I K A W A



編集・発行 / 愛川町総務部総務課
〒243-0392
神奈川県愛甲郡愛川町角田251-1
☎ 046-285-2111 (代)
FAX 046-286-5021

地域の
人々の

豊かな
心が

美しい
菜の花畑
を作る。



大塚壮青会の皆さんによる菜の花畑

もくじ

- 特集 携帯電話用ホームページ・メール配信サービス 2
- 町政情報館 住民課特別休日窓口 5
- 保健ガイド〈平成23年度年間予定〉 10
- 保健ガイド・図書カードが当たるお楽しみクイズ 12
- インフォメーション 14
- シリーズ家庭 17
- みんなの活動ファイル ~妊婦と親子のためのサークル~とまり木... 18
- 愛川トピックス 19

携帯電話用ホームページを 4月1日スタート リニューアル!

4月1日から、町政情報をお知らせする携帯電話用のホームページがリニューアルスタートします。「暮らしの便利帳のページ」や「町政情報のページ」などを満載し、皆さんが日常生活を送る上で必要な多くの町政情報が携帯電話で見られるようになります。

「メール配信サービス」も5項目に増えるなど充実します。今回は、「新愛川町携帯電話モバイルサイト」のコンテンツの紹介と併せて、メール配信サービスの登録方法についてもお知らせしますので、ぜひ活用ください。
問い合わせ◆総務課広報広聴班(内線)3222



何時のバスがあるかな?

役場のどこの課に行けばいいのかしら?

文化会館の電話番号は?

“つつじまつり”はいつかしら?

今日は史跡を散策しましょう

町外にいても町の情報がメールで届くなんて、便利!

掲載コンテンツを紹介!

お知らせ

新着情報コーナーとして、毎月1日と15日に「広報あいかわ」「お茶の間通信」に掲載した記事を中心に、イベント・講座・募集など分野別にお知らせします。

くわいごん(くわいきん)

NEW

当月の休日・夜間当番医などの医療機関の情報や、火災や救急など、いざというときのための情報をまとめ掲載します。

メール配信サービス

項目追加

これまで配信していた「防災行政無線情報メール」、「あいかわ安全安心情報メール」のほかに、新たに、気象情報・台風情報などの「防災情報」、イベントや講座・教室などの「イベント情報」、子育て中の方に役立つ「子育て情報」の3項目を追加します。

暮らしの便利帳

NEW

皆さんの暮らしに役立つ町の制度や手続きの方法など、日常生活に必要な情報を7項目に分けてご紹介します。

届出・証明◆戸籍・住民異動の届け出
住民基本台帳カード、印鑑登録、外国人登録、証明書手数料など。

子育て◆〈妊婦・乳幼児〉妊婦・乳幼

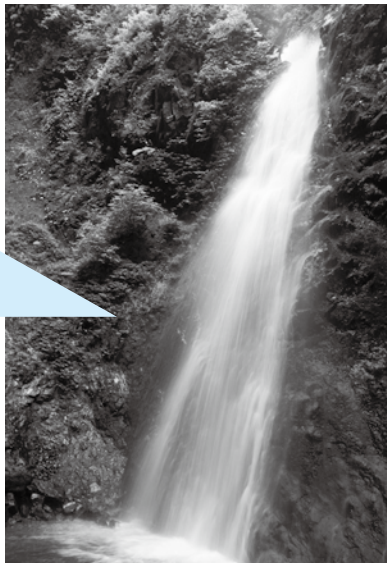
掲載コンテンツを紹介!

町内循環バス時刻表・神奈中バス時刻表

通勤・通学などに欠かすことのできない公共バスの時刻表を掲載します。

ふらっとあいかわ散歩道 NEW

町の名所・旧跡などを写真付きで紹介し、ふらっと散歩してみたい愛川の魅力のページを設けます。



◆塩川滝
滝幅 4m、落差 30m の名瀑で、かつては八菅山修験の 5 番目の行所でした。滝つぼに近づくと、真夏でもひんやりとした空気が漂い、その涼しさに身が引き締まる思いがします。

町のプロフィール NEW

町外の方にも愛川町を紹介するため、町の位置・地図・交通を分かりやすく掲載しました。美しい自然に恵まれた、ふるさと愛川のプロフィールをご覧ください。町の「花・木・鳥」も併せて紹介します。

組織・機構(部・課)の紹介 NEW

町役場の組織の紹介です。課内の係ごとの主な業務内容と、庁舎内のフロアを掲載します。

メール配信サービスの項目詳細・登録方法は、次のページをご覧ください。

町政情報やメール配信サービスを充実

愛川町

お知らせ

☎新着情報
📅イベント | 🗣️講座 | 📢募集

いざというときに

🏥緊急医療(休日・夜間)
🏠いざというときに
✉️メール配信サービス

施設案内

🏢公共施設案内

暮らしの便利帳

📄届出・証明 | 👶子育て
💎税金・保険・年金
🏠暮らし | ❤️生活応援
♻️ごみ | 🏡私たちの町

🚌町内循環バス時刻表
🚌神奈中バス時刻表

🌳ふらっとあいかわ散歩道
👤町のプロフィール

🏢組織機構(部・課)の紹介

愛川町役場
〒243-0392 神奈川県
愛甲郡愛川町角田251-1
☎046-285-2111(代)

児童健康診査、予防接種、小児医療費・特定不妊治療費など各種の助成制度案内、チャイルドシートの貸し出し、子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター(保育)、保育園・幼稚園、一時保育(学校)、小・中学校、放課後児童クラブ、就学援助制度、教育相談など。
税金・保険・年金◆町県民税・固定資産税など町税の納付案内。国民健康保険・国民年金の制度や納付案内など。
暮らし◆(生涯学習)文化会館・公民館・図書館の案内、スポーツ施設の予約など。(生活環境)し尿のくみ取り、浄化槽、下水道、自治会加入、町営住宅、家を建てるなど日常生活全般。
生活応援◆(福祉)介護保険制度、後期高齢者医療制度、各種生活支援サービス、身体障害者手帳、重度・中度障害者医療費助成など各種助成制度案内、機能訓練・言語訓練など高齢者・障害者福祉に関する事業。(健康)定期検診、特定健康診査・保健指導など健康に関する事業。(勤労)事業者・勤労者のための融資・助成制度など。
ごみ◆ごみ収集日時、ごみの分け方・出し方、ごみ減量化・再資源化事業、生ごみ処理機購入費補助・貸し出しなど。
私たちの町◆町議会、選挙、広報広聴、情報公開・個人情報保護制度と手続き、自治基本条例など。

メール配信サービス

メール配信サービスも4月1日から新しくなります。メール配信は事前登録が必要で、利用者が配信を希望する項目を選べます。インターネットに対応している携帯電話をお持ちの方は、どなたでも登録することができますので、ぜひご利用ください。

これまでメール配信サービスに登録していた方で、2月中に新サービスへの移行手続きができなかった皆さんも、この機会に再度登録をお願いします。

防災情報(あいかわ防災情報メール)

NEW!

気象情報(警報)、台風情報(接近・被害・避難情報)、地震情報(発生・被害・避難・復旧情報、東海地震に関する情報)、国民保護に係る情報などをお知らせします。

防犯情報(あいかわ安全安心情報メール)

不審者情報、犯罪などの発生情報、防犯情報などを随時お知らせします。

防災行政無線情報 (あいかわ防災行政無線情報メール)

イベント開催、行方不明者情報、火災情報、光化学スモッグ情報など、防災行政無線で放送した情報をメールでもお届けします。

イベント情報

NEW!

各種のイベント・講座・教室などの情報を毎月2回配信します。

子育て情報

NEW!

予防接種や健康診査、講習会など、子育てに関する情報を毎月1回配信します。

例えば、

大雨・洪水警報などの気象情報や、大地震・大規模災害などに関する情報をお知らせします。これらの大きな災害が発生した場合は、町の被災状況や避難場所などもお知らせします。風雨が強いときには防災行政無線も聞き取りづらい状況が考えられますので、こんなときメールが送られてくると安心です。

【配信時間】

午前8時30分から午後5時15分まで。(原則として土曜・日曜・祝日および年末年始を除く)ただし、「防災情報」および「防災行政無線情報」のうち、火災情報など緊急情報については24時間配信します。

メール配信サービスの登録方法

登録に必要なものは、登録する方のパソコンや携帯電話のメールアドレスだけで、住所、氏名などは必要ありません。

① 愛川町公式モバイルサイトトップページから「メール配信サービス」を選択してクリックし、登録ページにアクセスします。

このQRコードを携帯電話で読み込むと、簡単に登録ページにアクセスできます。



読み込めない場合は、次のURLを直接入力してください。

<http://mobile.town.aikawa.kanagawa.jp/index.cgi?page=4>

② 「登録・変更する」を選択してクリックします。

③ 「愛川町メール配信登録」を選択してクリックします。

④ メールを送る画面になりますので、何も記入せずそのまま送信してください。(空メールを送信する)

⑤ 折り返しメールが届きますので、メールに記載されているアドレスをクリックしてください。

⑥ メール配信サービス本登録画面が表示されますので、配信する情報の種類を選択し、[登録] ボタンをクリックしてください。これで登録完了です。

注意事項◆

- ・登録に当たっては必ず利用規約をお読みください。
- ・迷惑メール受信拒否設定をしている方は「mobile.town.aikawa.kanagawa.jp」からのメールが受信できるように設定してください。
- ・すでに登録している方で配信項目の追加・変更をしたい場合は、同じ手順で再登録(変更の手続き)をしてください。
- ・メール受信に係る通信料などの費用は利用者の負担となりますので、あらかじめご了承ください。

住民課特別休日窓口を開設します

引越しなどが多くなる時期を迎えます。平日に手続きに来られない方のため、住民課特別休日窓口を開設しますのでご利用ください。

開設日時◆3月26日(土)・27日(日)、4月2日(土)・3日(日)

午前8時30分～午後5時

場所◆役場本庁1階住民課

取り扱う業務◆

・転居、転入、転出などの住民異動
届および住民票の写しの交付

・印鑑登録および印鑑登録証明書の交付

・戸籍謄抄本の交付

・外国人登録の各申請および記載事項証明書の交付

※住民基本台帳カードの交付および電子証明書の交付は取り扱いません。

問い合わせ◆住民課住民窓口班 ☎(内線) 3312

愛川町議会基本条例(案)へ ご意見を(ハブリック・コメント)手続

地方分権の進展により議会の役割と責任が一層注目される中、町議会では、町民参加を基本とする開かれた議会を実現するため、議会基本条例の制定を進めています。

このたび、条例案がまとまりましたので、皆さんからのご意見を募集します。

素案の閲覧および意見募集の期間◆

3月7日(月)～31日(木)

素案の閲覧場所◆役場1階町政情報コーナー、半原出張所、中津出張所、

文化会館、ラビンプラザ、レディー

スプラザ、町ホームページで閲覧できます。

意見の提出方法◆閲覧場所に備えて

ある所定の用紙に必要事項を記入し、議会事務局へ直接お持ちいただくか、郵送・ファクス・電子メールのいずれかの方法でお送りください。

問い合わせ◆議会事務局議事班 ☎

(直通) 285-6927

電子メールアドレス gikai@town.aikawa.kanagawa.jp

住民票・印鑑証明 電話予約した方に休日交付します

平日に役場に来られない方のため、事前電話予約による土曜・日曜日、祝日に証明書の交付を行っています。ぜひ、ご利用ください。

交付する証明書◆

・住民票の写し

・印鑑登録証明書

予約受け付け◆受付日は、交付を希望する日の前7日間の平日です。

午前8時30分から午後5時までの間に、電話で予約をしてください。

ただし、予約者および受領者は、本人または本人と同一世帯にある方に限ります。

印鑑登録証明書の交付を希望す

る方は、予約の際、印鑑登録証(カード)をお手元にご用意ください。

受け取るには◆予約者が希望した日の午前8時30分から午後5時までに、次のものをお持ちの上、役場1階住民課にお越しください。半原出張所・中津出張所では交付しません。

①来庁した方の本人確認のための身分証明書(運転免許証や健康保険証など)

②印鑑登録証明書の受け取りには、

①のほか、印鑑登録証(カード)

問い合わせ◆住民課住民窓口班 ☎(内線) 3313・3314

ごみの分け方・出し方(カレンダー)は 新聞折り込みで

平成23年度の「ごみの分け方・出し方(カレンダー)」は、3月22日(火)の朝刊(朝日・毎日・読売・産経・日本経済・神奈川・東京新聞の7紙)に折り込み配布します。

同日以降、役場、半原・中津出張所など町の各施設やコンビニエンスストアなどにも備え置きますので、新聞を購読されていない世

帯の方はこちらをご利用ください。

町ホームページからもダウンロードできます。

問い合わせ◆美化プラント ☎281-2258

投票日は4月10日(日) 県知事・県議会議員選挙

神奈川県知事および神奈川県議会議員選挙の投票が、4月10日(日)に行われます。投票は午前7時から午後8時まで町内12カ所の投票所で行われ、即日開票されます。

問い合わせ ◆町選挙管理委員会 ☎(内線) 3225

投票できる方

今回の選挙で投票できる人は次のとおりで、いずれも平成3年4月11日以前に生まれた方です。

【愛川町で投票できる方】

- ・平成22年12月31日以前に本町に住民登録をし、投票日まで引き続き町内に居住している方
- ・平成23年1月1日以降に本町から県内の他の市町村に転出し、投票日まで引き続き転出先の市町村に居住している方(ただし、市区町村長が発行する「引き続き証明書」の提示が必要です)

【前住所地で投票できる方】

平成23年1月1日以降に県内の他の市町村から本町に転入し、投票日まで引き続き町内に居住している方(ただし、市区町村長が発行する「引き続き証明書」の提示が必要です)

※平成23年1月1日以降に県外か

ら本町に転入した方は、今回の選挙では投票できません。
※「引き続き証明書」は、本町では午前8時30分から午後5時まで、住民課で発行します。(選挙期間中は土曜・日曜日も発行)

投票所

投票所は12カ所で、住んでいる地域によって異なります。投票できる場所は、投票所入場整理券に記載してありますのでご確認ください。

投票所入場整理券

選挙の投票所入場整理券は、4月1日ごろまでに郵送します。この入場整理券は4名連記となっておりますので、各自切り離して自分の券を持って指定された投票所で投票してください。

万一、投票所入場整理券をなくされた場合でも、投票所の係員に申し出ていただければ投票できます。

期日前投票

投票日の当日、やむを得ない理由により投票所で投票できない方は、投票日前でも町役場本庁舎で「期日前投票」をすることができます。

期間 ◆県知事選挙と県議会議員選挙とでは、次のとおり期日前投票

の開始日が異なりますのでご注意ください。

県知事選挙 3月25日(金)～4月9日(土)

県議会議員選挙 4月2日(土)～4月9日(土)

時間 ◆いずれの選挙も午前8時30分から午後8時(土・日曜日、昼休みでも投票できます)

場所 ◆役場2階大会議室

※3月25日のみ役場2階202会議室

持ち物 ◆投票所入場整理券(届いている場合のみ)

不在者投票

都道府県選挙管理委員会から指定された病院に入院中の方は入院先の病院で、愛川町以外の市区町村に滞在中の方は滞在先の市区町村選挙管理委員会、それぞれ「不在者投票」をすることができますので、病院や滞在先の市区町村などにお問い合わせください。

郵便投票

体が不自由で投票所に行けない方は、自宅などで郵便による投票ができます。この方法で投票できるのは、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険被保険者証のいずれかをお持ちで、次の要件に該当する方のみです。

【身体障害者手帳をお持ちの方】

・両下肢または体幹、移動機能の障害の程度が1級または2級の方

・心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害の程度が1級または3級の方

【戦傷病者手帳をお持ちの方】

・両下肢または体幹の障害の程度が特別項症から第2項症の方

・心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害の程度が特別項症から第3項症の方

【介護保険被保険者証をお持ちの方】

・介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方

郵便投票の方法 ◆あらかじめ町選挙管理委員会に申請して「郵便等投票証明書」の交付を受け、投票日4日前の4月6日(水)までに、郵便等投票証明書を添えて、投票用紙の請求をしてください。

選挙公報の配布

候補者の氏名、経歴、政見などを記載した選挙公報は、4月上旬の新聞(朝刊)に折り込みでお届けします。

折り込みを行う新聞は、朝日・毎日・読売・産経・日本経済・神奈川・東京新聞の7紙で、これらの新聞を購読されていない場合は、町選挙管理委員会までお申し出ください。

選挙公報は、役場本庁、半原・中津両出張所、ラビンプラザ、レディーсплаザなどの公共施設にも備置されますのでご利用ください。

《投票できる人》

いずれの場合も、平成3年4月11日以前に生まれた方が対象です。□に該当する場合には投票できません。

区分	届出などの時期	投票の場所など
住所を変えず、投票日まで町内に住んでいる方		愛川町で投票できます。
愛川町へ 転入届を出した方	平成22年12月31日までに 転入届を出した方	愛川町で投票できます。 (県外からの転入者) 今回の選挙では投票できません。
	平成23年1月1日以降に 転入届を出した方	(県内の他の市町村からの転入者) 次のすべてに該当する場合、前住所地で投票できます。愛川町では投票できません。 ・前住所地の市区町村の選挙人名簿に登録されている。 ・平成22年12月10日(期日前投票の場合は投票する日の4カ月前)以降に、前住所地の市区町村を転出した。 ※投票の際、市区町村長が発行する「引き続き証明書」の提示が必要です。
愛川町へ 転出届を出した方	平成22年12月31日までに 新住所地の市区町村へ 転入届を出した方	新住所地の県内市区町村で投票できます。 (県外への転出者) 今回の選挙では投票できません。
	平成23年1月1日以降に 新住所地の市区町村へ 転入届を出した方	(県内の他の市町村への転出者) 次のすべてに該当する場合、愛川町で投票できます。新住所地では投票できません。 ・愛川町の選挙人名簿に登録されている。 ・平成22年12月10日(期日前投票の場合は投票する日の4カ月前)以降に、愛川町を転出した。 ※投票の際、市区町村長が発行する「引き続き証明書」の提示が必要です。
愛川町内で住所移転 をした方	平成23年3月17日までに 転居届を出した方	新住所地の投票所で投票できます。
	平成23年3月18日以降に 転居届を出した方	前住所地の投票所で投票できます。

県議会議員選挙立候補予定者
事前説明会を開催

4月10日執行の県議会議員選挙
で、愛甲郡選挙区から立候補を予
定している方を対象とした事前説
明会を開催します。
日時◆3月10日(木) 午後1時～

「あいかわ 子どもいきいき宣言」制定
—コンクール入選者決定—

愛川町教育基本方針にある「めざす人間像」を、子どもたちにとってわかりやすい「あ・い・か・わ」で始まる四つの言葉を使い「あいかわ子どもいきいき宣言」としてまとめました。この宣言が「あいかわ子育ていきいき宣言」と合わせて町民皆さんに浸透し、町の教育が推進されることを願っています。

あいさつを 大きな声できちんとします。
いっぱいいろいろな本を読みます。
からだを たくさん動かします。
わかるまで あきらめずに勉強します。

コンクールも実施

この宣言文は、昨年、町内の小学生を対象に実施した「あいかわ子どもいきいき宣言コンクール」

場所◆厚木合同庁舎新館4階大会
議室A・B

問い合わせ◆県央地域県政総合センター企画調整部企画調整課 ☎
224-1111(内線) 2110
{ 2114



最優秀賞に選ばれた武田君

に応募した221人のアイデアを元に作成しました。コンクールの入選者は次のとおりです。(敬称略)
最優秀賞 武田昇悟(中津小5年)
優秀賞 岡崎風香(中津小1年)・曾我友乃(高峰小4年)・諏訪部小夏(高峰小5年)・小島波来(半原小3年)・長澤柚実花(菅原小4年)・高木彩加(菅原小5年)・芳賀瑞紀(愛川中2年)・中溝 愛(愛川中原中1年)

私設保育施設入所児童の保護者の方に 助成金を交付します

保護者の経済的負担の軽減を図るため、私設保育施設に入所している児童の保護者の方に助成金を交付します。

対象となる方◆町内在住で、次の私設保育施設に入所している児童の保護者

- ・保育室さくらんぼ
- ・くれよん保育園
- ・保育所ちびっこランド愛川園

※町外の施設については、お問い合わせください。

助成金額◆児童1人につき、月額2,500円

申請方法◆次のものをお持ちの上、子育て支援課で申請してください。

①交付申請書

②在園証明書

③町保育所条例第3条に規定する保育の実施基準を満たす児童の保護者であることが分かるもの(就労証明書、母子手帳など)

④印鑑(スタンプ印は不可)

※①②および③の就労証明書の用紙は、各私設保育施設または子育て支援課で配布しています。

※③は、入所している児童が3歳未満の場合のみ提出してください。父母共に必要です。

申請期限◆3月15日(火)まで

問い合わせ◆子育て支援課児童福祉班 ☎(内線) 3366

3人以上お子さんがいる世帯の方へ 家賃を一部助成します

3人以上のお子さん(第3子以降の出生が平成19年4月1日以降)を養育している世帯を対象に、家賃の一部を助成します。

対象となる世帯◆次の条件をすべて満たす世帯

- ・第1子が18歳未満であること。
- ・第3子以降の出生後も町内に居住していること。
- ・父母または同一世帯者が賃貸契約者であること。
- ・毎月の家賃を滞ることなく支払っていること。

・平成21年分の所得が、世帯全員で月額26万8千円以下であること。

・生活保護法による住宅扶助を受け

ていないこと。

・外国籍の方は、外国人登録証明書により永住資格が確認できること。

※ただし、公営住宅や特定優良賃貸住宅、特定公共賃貸住宅にお住まいの世帯は対象となりません。

助成額◆月額家賃の3分の1(上限2万円、千円未満切り捨て)

申請方法◆次の書類をお持ちの上、子育て支援課にお越しください。

- ・交付申請書(子育て支援課で配布しています)
- ・賃貸借契約書の写し

・平成22年10月分から平成23年3月分までの家賃領収書の写し

・平成22年1月1日現在、町外に住民登録があった方は、平成22年度(平成21年分)所得証明書

・外国籍の方は、外国人登録証明書

提出期限◆3月31日(木)

問い合わせ◆子育て支援課児童福祉班 ☎(内線) 3366

友好都市立科町からの お知らせ スキーリフト券 愛川町民優待キャンペーン



愛川町民を対象に、長野県立科町白樺高原国際スキー場、しらかば2in1スキー場のリフト1日券を優待金額で販売します。

この機会に、美しい自然やウインタースポーツが楽しめる魅力あふれる立科町へお出掛けください。

キャンペーン期間◆3月1日(火)～4月3日(日)

優待内容◆リフト1日券の割引販売

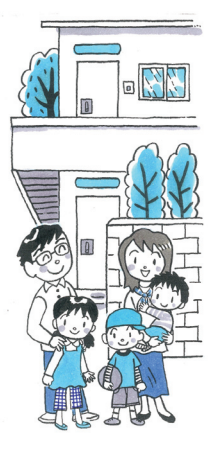
大人2,500円(通常3,800円)

小人(小学生以下) 1,500円(通常2,500円)

※レンタル料金、宿泊料金、昼食代金などの割引もありますので、詳しくはお問い合わせください。

購入方法◆免許証や保険証など、愛川町民であることが確認できるものをリフト券売り場または白樺高原総合観光センターに提示してください。優待金額でリフト券を購入できます。

問い合わせ◆商工観光課観光振興班 ☎(内線) 3522、立科町役場観光課 ☎ 0267-55-6201



住民異動届や戸籍の届け出は適正に

住民異動届や戸籍の届け出を怠り、年金の不正受給をしていたという事件が、昨年、全国各地で発覚しました。このような事件が発生しないよう、本町では正確な住民基本台帳の作成と戸籍簿の管理の徹底に努めています。

町民皆様のご理解とご協力も大切です。引っ越しをしたり、戸籍に関する届け出が必要になったりしたときには、期限を守って手続きしましょう。

主な届け出期限◆

【住民基本台帳に関する届け出】

転居届 町の中で引っ越しをしたときは、新しい住所に住み始めてから14日以内に手続きをしてください。

転出届 町外へ引っ越しをすると

きは、引っ越しの日の前後14日以内に手続きをしてください。

転入届 町外から引っ越しをしてきたときは、前住所地で転出届を済ませ、新しい住所に住み始めてから14日以内に手続きをしてください。

【戸籍に関する届け出】

出生届 お子さんが生まれた日から

14日以内に手続きをしてください。

死亡届 死亡の事実を知った日から

7日以内に手続きをしてください。

これらのほか、さまざまな届け出があり、必要書類も届け出の種類によって異なります。各種手続きの詳細についてはお問い合わせください。

問い合わせ◆住民課住民窓口 班 ☎

(内線) 3313・3314

軽自動車・原動機付自転車など 変更後の手続きはお済みですか

軽自動車税の課税基準日は4月1日です。お持ちの軽自動車や原動機付自転車について変更があった方は、3月31日(木)までに必ず届け出てください。

届け出をしないまま次のような状態になっていませんか。届け出をしないとその後税金がかかりますので、該当する場合はすぐに手続きをしてください。

こんなときは手続きを◆

- ・他人に譲ったり廃棄したりして、すでに手元がない。
- ・盗難に遭い、警察には盗難届を出したが、役場には届け出をしていない。

・故障などで、もう乗れそうにない。
届け出◆自動車の種類によって、次のとおり手続き場所が異なります。必要書類なども異なりますので、電話などで確認の上お出掛けください。

最低賃金改正のお知らせ 必ずチェック最低賃金！ 使用者も労働者も

神奈川県最低賃金が改正されました。最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどの雇用形態にかかわらず、県内で働く全ての労働者に適用されます。

特定の産業の労働者には産業別最低賃金が適用されますが、県では表内の7産業について決められています。

問い合わせ◆神奈川県労働局労働基準部賃金課 ☎045-211-7354 または厚木労働基準監督署 ☎228-1331

最低賃金の件名	最低賃金額 (時間額)	
神奈川県最低賃金	818円	
産業別最低賃金	塗料製造業	865円
	鉄鋼業	851円
	非鉄金属圧延業、電線ケーブル製造業	821円
	一般機械器具製造業	844円
	電気機械器具製造業	836円
	輸送用機械器具製造業	839円
	自動車小売業	836円

- ・原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車↓町住民課
 - ・四輪・三輪の軽自動車、二輪の軽自動車(126cc〜250cc)↓軽自動車検査協会(☎284-4550)
 - ・二輪の小型自動車(251cc以上)↓関東運輸局神奈川支局相模自動車検査登録事務所(☎050-5540-2037)
- 問い合わせ◆税務課町民税班 ☎(内線) 3274

母子の健康相談とセミナーの年間予定

すくすく親子健康相談

対象◆就学前の子とその保護者
受付時間◆午前9時30分～11時
内容◆保健師・栄養士・看護師による健康相談、身体測定、体脂肪測定、血圧測定、尿検査など
会場◆保健センター
持ち物◆母子健康手帳

日 程			
4月26日(火)	5月24日(火)	6月21日(火)	7月26日(火)
8月23日(火)	9月27日(火)	10月25日(火)	11月22日(火)
12月20日(火)	1月24日(火)	2月28日(火)	3月27日(火)

※予約の必要はありませんので、当日直接会場へお越しください。

もぐもぐ赤ちゃんセミナー

対象◆生後3～8カ月の子とその保護者(予約制)
時間◆午後1時30分～3時30分
内容◆離乳食の進め方・作り方の話と試食
会場◆保健センター
持ち物◆母子健康手帳、筆記用具
受講料◆200円(テキスト代)

日 程		
5月25日(水)	7月29日(金)	9月21日(水)
11月29日(火)	1月31日(火)	3月15日(木)

ぱくぱくキッズクッキング

対象◆1歳6カ月～就学前の子とその保護者(予約制)
受付時間◆午後1時～3時
内容◆幼児期の食習慣の話、簡単なおやつ作りと試食
会場◆レディースプラザ
持ち物◆母子健康手帳、筆記用具、エプロン、三角巾
受講料◆300円(調理実習材料代)

日 程	
6月22日(水)	10月18日(火)

マタニティセミナー

対象◆初めて出産する方とご家族(予約制)
※4日間1コース
時間◆午後1時10分～4時(2日目のみ午前10時～午後1時)
会場◆保健センター(2日目のみレディースプラザ)
持ち物◆母子健康手帳、筆記用具
参加費◆800円(テキスト代400円、調理実習材料代400円)

コース	1日目	2日目	3日目	4日目
第1回	5月9日(月)	5月16日(月)	5月23日(月)	5月30日(月)
第2回	9月5日(月)	9月12日(月)	9月20日(火)	9月26日(月)
第3回	1月16日(月)	1月23日(月)	1月30日(月)	2月6日(月)

※都合のよい方は、4日目はご夫婦でお越しください。

予防接種の年間予定

予防接種を受ける前には、必ず「予防接種と子どもの健康」の冊子を読み、接種の必要性や副反応について理解しておきましょう。お子さんの健康状態をよく知っているご家族の方が同行の上、お子さんの体調が良いときに接種してください。

集団接種(ポリオ)

対象◆生後3カ月～7歳6カ月未満の子
(標準的な接種期間は生後3カ月～1歳6カ月未満)
接種回数◆41日以上の間隔を空けて2回接種
受付時間◆午後1時10分～1時45分(接種当日、会場で体温を測りますので、早めにお越しください)
会場◆保健センター
持ち物◆母子健康手帳、ポリオの予診票

4月		10月	
日程	対 象	日程	対 象
5日(火)	平成22年1月生・2月生	4日(火)	平成22年7月生・8月生
7日(木)	平成22年3月生・4月生	7日(金)	平成22年9月生・10月生
11日(月)	平成22年5月生と未接種児	12日(水)	平成22年11月生と未接種児
15日(金)	平成22年6月生と未接種児	17日(月)	平成22年12月生と未接種児
18日(月)	平成22年7月生・8月生	20日(木)	平成23年1月生・2月生
19日(火)	平成22年9月生・10月生	21日(金)	平成23年3月生・4月生
22日(金)	平成22年11月生と未接種児	26日(水)	平成23年5月生と未接種児
27日(水)	平成22年12月生と未接種児	28日(金)	平成23年6月生と未接種児

※体調に不安がある方は事前にご相談ください。状況によっては接種を見合わせていただきます。下痢をしていたり薬を服用したりしているお子さんは原則として接種を受けることはできません。

※接種後、ほかの予防接種を受ける際は、27日以上の間隔を空けてください。

個別接種(BCG-DPT-DT-MR-日本脳炎)

個別予防接種実施医療機関で接種できます。事前に電話などで確認の上、お出掛けください。なお、接種できる医療機関についてはお問い合わせください。

持ち物◆母子健康手帳、健康保険証、予診票

予防接種名	対象年齢と接種回数
BCG(結核の予防)	生後6カ月未満で1回接種
DPT(三種混合) (ジフテリア・百日ぜき・破傷風の予防)	1期初回:生後3カ月～7歳6カ月未満の間に、20～56日の間隔で3回接種(標準的な接種期間は、生後3カ月～1歳未満の間に3回接種) 1期追加:1期初回(3回)終了後、6カ月以上空けて7歳6カ月未満までに1回接種(標準的な接種期間は、1期初回(3回)接種終了後、1年～1年6カ月に達するまでの期間)
DT(二種混合) (ジフテリア・破傷風の予防)	2期:11～13歳未満の間に1回接種(標準的な接種時期は11歳)
MR(二種混合) (はしか・風疹の予防)	1期:1歳～2歳未満の間に1回接種 2期:小学校に入る前の1年間で、5歳～7歳未満の間に1回接種
日本脳炎 (日本脳炎の予防)	1期初回:生後6カ月～7歳6カ月未満の間に、6日～28日の間隔で2回接種(標準的な接種期間は、3歳～4歳の間に2回接種) 1期追加:1期初回(2回)終了後、おおむね1年を空けて、7歳6カ月未満までに1回接種(標準的な接種期間は4歳～5歳) 2期:9歳以上13歳未満の間に1回接種 ※標準的な接種期間は9歳～10歳

※規定の接種間隔を過ぎてしまった場合は任意接種となりますが、対象年齢内であれば無料で接種できます。できる限り、接種間隔を守りましょう。

※慢性的な病気をお持ちのお子さんや小さく生まれたお子さんで、個別予防接種実施医療機関で接種ができない場合、これ以外の医療機関での予防接種も可能です。詳しくは、事前にお問い合わせ下さい。

乳幼児健康診査の年間予定

会場◆保健センター

月	4カ月児健診		10カ月児健診		1歳6カ月児健診		3歳6カ月児健診	
	日	対象	日	対象	日	対象	日	対象
4	21日(木)	平成22年11月生	14日(木)	平成22年 6月生	8日(金)	平成21年9月生	12日(火)	平成19年 9月生
5	19日(木)	平成22年12月生	12日(木)	平成22年 7月生	13日(金)	平成21年10月生	10日(火)	平成19年10月生
6	2日(木)	平成23年 1月生	9日(木)	平成22年 8月生	10日(金)	平成21年11月生	14日(火)	平成19年11月生
7	21日(木)	平成23年 2月生	14日(木)	平成22年 9月生	8日(金)	平成21年12月生	12日(火)	平成19年12月生
8	11日(木)	平成23年 3月生	4日(木)	平成22年10月生	19日(金)	平成22年 1月生	16日(火)	平成20年 1月生
9	1日(木)	平成23年 4月生	8日(木)	平成22年11月生	9日(金)	平成22年 2月生	13日(火)	平成20年 2月生
10	6日(木)	平成23年 5月生	13日(木)	平成22年12月生	14日(金)	平成22年 3月生	11日(火)	平成20年 3月生
11	17日(木)	平成23年 6月生	10日(木)	平成23年 1月生	11日(金)	平成22年 4月生	8日(火)	平成20年 4月生
12	1日(木)	平成23年 7月生	8日(木)	平成23年 2月生	9日(金)	平成22年 5月生	13日(火)	平成20年 5月生
1	19日(木)	平成23年 8月生	12日(木)	平成23年 3月生	13日(金)	平成22年 6月生	10日(火)	平成20年 6月生
2	2日(木)	平成23年 9月生	9日(木)	平成23年 4月生	10日(金)	平成22年 7月生	14日(火)	平成20年 7月生
3	1日(木)	平成23年10月生	8日(木)	平成23年 5月生	9日(金)	平成22年 8月生	13日(火)	平成20年 8月生
受付時間	午後1時～2時15分		午後1時15分～2時15分		午後1時～2時15分		午後1時～2時15分	
持ち物	母子健康手帳、問診票				母子健康手帳、問診票、 歯ブラシ、タオル		母子健康手帳、問診票、当日 朝の尿、視力と聴力の調査票、 歯ブラシ、タオル	

※開場は午後0時45分です。

※対象となる方には健診日の前月下旬に必要書類を送付しますので、届かない方はご連絡ください。

歯科保健指導の年間予定

むしばいばい(むし歯予防)教室

対象◆1歳1カ月児

受付時間◆午前9時30分～9時55分

実施時間◆午前10時～正午

会場◆保健センター

内容◆歯科医師から虫歯予防の話、栄養士による食事・おやつの話、歯科衛生士による口腔観察・歯みがき指導(フッ素液を配布します)

持ち物◆母子健康手帳、問診票、歯ブラシ、タオル

日程	対象
4月28日(木)	平成22年 3月生
5月26日(木)	平成22年 4月生
6月23日(木)	平成22年 5月生
7月28日(木)	平成22年 6月生
8月25日(木)	平成22年 7月生
9月22日(木)	平成22年 8月生
10月27日(木)	平成22年 9月生
11月24日(木)	平成22年10月生
12月22日(木)	平成22年11月生
1月26日(木)	平成22年12月生
2月23日(木)	平成23年 1月生
3月22日(木)	平成23年 2月生

※対象となる方には健診日の当月上旬に必要書類を送付しますので、届かない方はご連絡ください。

2歳児歯科検診

対象◆2歳1カ月児と2歳7カ月児

受付時間◆2歳1カ月児:午後1時～1時45分

2歳7カ月児:午後1時45分～2時30分

会場◆保健センター

内容◆歯科検診、歯科保健指導、必要時予防処置とフッ素塗布、身長・体重測定

持ち物◆母子健康手帳、問診票、歯ブラシ、タオル

日程	対象	
	2歳1カ月児	2歳7カ月児
4月28日(木)	平成21年 3月生	平成20年 9月生
5月26日(木)	平成21年 4月生	平成20年10月生
6月23日(木)	平成21年 5月生	平成20年11月生
7月28日(木)	平成21年 6月生	平成20年12月生
8月25日(木)	平成21年 7月生	平成21年 1月生
9月22日(木)	平成21年 8月生	平成21年 2月生
10月27日(木)	平成21年 9月生	平成21年 3月生
11月24日(木)	平成21年10月生	平成21年 4月生
12月22日(木)	平成21年11月生	平成21年 5月生
1月26日(木)	平成21年12月生	平成21年 6月生
2月23日(木)	平成22年 1月生	平成21年 7月生
3月22日(木)	平成22年 2月生	平成21年 8月生

※対象となる方には健診日の当月上旬に必要書類を送付しますので、届かない方はご連絡ください。

※開場は午後0時45分です。

6日:岡本医院(☎281-0114) 13日:石井医院(☎281-2105)
 20日:愛川北部病院(☎284-2121) 21日:さくらクリニック(☎284-1002)
 27日:関根医院(☎286-5431)
 その他の日曜・祝日:厚木市休日夜間急患診療所(メジカルセンター☎297-5199)
 ※都合により変更する場合がありますので、電話で確認してからお出掛けください。

日直接会場へお越しください。

**県厚木保健福祉事務所からの
お知らせ**

県厚木保健福祉事務所を会場に、健康・福祉に関する相談、検査などを実施しています。事前に電話で予約をしてください。

申し込みと問い合わせ◆県厚木保健福祉事務所☎224-1111

**●専門医による精神保健および認知症
相談**

内容◆心の病気の治療や再発予防、

認知症についての相談。

アルコール・薬物・シンナーなどの依存症の相談も行います。

期日◆3月2日(水)・7日(月)・9日(水)・16日(水)

時間◆午後1時30分～4時

●栄養専門相談

内容◆病気の方などの食事相談

期日◆3月1日(火)・15日(火)

時間◆午前9時30分～午後4時

●障害児者のための歯科相談

対象◆心身に障害のある方

期日◆3月3日(木)

時間◆午後1時30分～2時

●歯ぐき検診

内容◆簡単な歯肉チェックとブラッシング指導

対象◆40歳未満の方および妊婦の方

期日◆3月22日(火)

時間◆午後1時30分～2時

●エイズ無料検査

期日◆3月10日(木)・17日(木)

時間◆午後1時15分～2時45分

※電話相談は随時行っています。



保健師
から
一言

メタボリック症候群を予防しよう!

メタボリック症候群(いわゆるメタボ)とは、内臓脂肪が蓄積することによって、高血圧、高血糖、血中の脂質異常になり、危険因子が複数重なることで、動脈硬化を引き起こし、心筋梗塞や脳卒中などの命に関わる大きな病気が起こりやすくなる状態のことです。

メタボリック症候群の診断基準
 腹囲(おへその周り径)が男性85cm

以上、女性90cm以上の人は、メタボの疑いがあります。測定方法は、おへその高さで床と水平になるようにメジャーをまわし、息を吐いたところで測定します。

さらに、この基準値を超え、次の項目が二つ以上あるとメタボリック症候群と診断され、一つだとメタボの予備群とされます。

①**高血圧** 最高(収縮期)血圧が

130mmHg以上、最低(拡張期)血圧が85mmHg以上のいずれか、または両方

②**高血糖** 空腹時血糖値が110mg/dl以上、ヘモグロビンA1cが5.5%以上のいずれか、または両方

③**脂質異常** 中性脂肪が150mg/dl以上、HDLコレステロールが40mg/dl未満のいずれか、または両方

あなたはメタボになりやすい? ~自分の生活習慣をチェックしよう~

- 20歳のときの体重から10kg以上増加している。
- 1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上していない。
- 日常生活で歩行などの身体活動を一日1時間以上していない。
- 同世代の同性と比較して歩く速度が遅い。

- この1年間で体重の増減が±3kg以上あった。
- 早食い・ドカ食い・ながら食が多い。
- 就寝前の2時間以内に夕食を取ることが週に3回以上ある。
- 夜食や間食が多い。
- 朝食を抜くことが多い。

- ほぼ毎日アルコールを飲む。
- 現在、たばこを習慣的に吸っている。
- 睡眠で休養が得られていない。

該当する項目が多いほど、メタボリック症候群になりやすい生活を送っています。

メタボリック症候群を予防・改善するためには、
1に運動 2に食事 しっかり禁煙 最後にくすり が大切です。
 ~取り組んでみようと思ったその時がチャンスです。できることから始めましょう~



乳幼児の健康診査

受付時間◆午後1時～2時15分(10力月児は午後1時15分～2時15分)

会場◆保健センター

問い合わせ◆子育て支援課母子保健班 ☎(内線) 3363・3365

対象	期 日	持ち物
4力月児 (平成22年11月生まれ)	4月21日 (木)	母子健康手帳、問診票
10力月児 (平成22年6月生まれ)	4月14日 (木)	母子健康手帳、問診票
1歳6力月児 (平成21年9月生まれ)	4月8日 (金)	母子健康手帳、問診票、歯ブラシ、タオル
3歳6力月児 (平成19年9月生まれ)	4月12日 (火)	母子健康手帳、問診票、歯ブラシ、タオル、当日の朝の尿、視力・聴力の調査票(記入済みのもの)

※開場は午後0時45分からです。

※対象者には3月下旬に必要書類を送付しますので、届かない方はご連絡ください。



お子さんの歯科保健指導

期 日◆3月24日(木)

会場◆保健センター

持ち物◆母子健康手帳、問診票、歯ブラシ、タオル

問い合わせ◆子育て支援課母子保健班 ☎(内線) 3363・3365

歯科保健指導	対 象	受付時間
むしばいばい (虫歯予防) 教室	平成22年 2月生まれ	午前9時 30分～ 9時55分
2歳児 歯科検診	平成21年 2月生まれ	午後1時～ 1時45分
	平成20年 8月生まれ	午後1時 45分～ 2時30分

※育児について心配のある方は、保健師・栄養士が相談をお受けします。

※むしばいばい教室は午前10時から、終了時間は正午ごろになります。開始時間を過ぎての入室はできませんので、余裕をもってお越しください。

※2歳児歯科検診では、身長・体重測定も行っています。

※対象者には3月上旬に必要書類を送付しますので、届かない方はご連絡ください。



すくすく親子健康相談

日時◆3月22日(火) 午前9時30分～11時

会場◆保健センター

対象◆就学前の子とその保護者

内容◆保健師・栄養士・看護師による健康相談、身体測定、体脂肪測定、血圧測定、尿検査など

持ち物◆母子健康手帳

問い合わせ◆子育て支援課母子保健班 ☎(内線) 3363・3365

※予約の必要はありませんので、当日直接会場へお越しください。



もぐもぐ赤ちゃんセミナー(離乳食講習会)

日時◆3月17日(木) 午後1時30分～3時30分

会場◆保健センター

対象◆生後3～8力月の子とその保護者(10組)

内容◆離乳食の進め方・作り方の話と試食

持ち物◆母子健康手帳、筆記用具

受講料◆200円(テキスト代)

申し込みと問い合わせ◆予約制です。3月10日(木)までに子育て支援課母子保健班 ☎(内線) 3365へお申し込みください。

ヘルスあっぷ相談

日時◆3月15日(火) 午後2時～3時

会場◆保健センター

対象◆町内在住の方

内容◆保健師・栄養士・看護師による健康相談、身体測定、体脂肪測定、血圧測定、尿検査など

問い合わせ◆健康長寿課健康づくり班 ☎(内線) 3339

※予約の必要はありませんので、当

お楽しみクイズ

今月号の広報あいかわを読んで、クイズに挑戦してください。正解者の中から抽選で3人の方に、図書カード(1,000円分)をプレゼントします。

4月1日から、町政情報をお知らせするメール配信サービスの項目が増えます。全部で何項目になるでしょうか。次の中から選んでください。

- ①3項目
- ②4項目
- ③5項目

応募方法◆町内在住の方で、1人1通に限ります。答え・住所・氏名・年齢・電話番号と、本誌の感想を必ずご記入の上お送りください。

締め切り日◆3月8日(火) (郵送の場合当日消印有効)

あて先◆

はがきの場合..... 〒243-0392 角田251-1
総務課広報聴班

ファクスの場合..... 286-5021

電子メールの場合.... e-mail@town.aikawa.kanagawa.jp
正解と当選者は4月1日号でお知らせします。

- 寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、消火器などを備える。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

問い合わせ◆消防本部 ☎285-3131

「看護職」合同就職相談会

厚木愛甲地区の病院が、一堂に会しての看護職合同就職相談会を開催します。

就職を希望されている看護学生や未就業の看護職の方など、ぜひお越しください。中学生、高校生を対象にした看護師志望相談コーナーもあります。

日時◆3月12日(土) 午前10時～午後4時

場所◆厚木市ヤングコミュニティセンター 5階大会議室

問い合わせ◆厚木地区看護部長会(仁厚会病院内) ☎221-3330、町国保医療課 ☎(内線) 3372

※予約の必要はありませんので、当日直接会場へお越しください。

みんなのつどい

図書館では、ボランティアサークル「おはなしたんぽぽ」の皆さんによる「みんなのつどい」を開催します。一緒にお話を楽しみましょう。

日時◆3月26日(土) 午前10時30分～

会場◆文化会館1階リハーサル室

内容◆パネルシアターなど

入場料◆無料

問い合わせ◆図書館 ☎(直通) 285-6963

※事前の申し込みは必要ありませんので、時間までに会場へお越しください。

今月の納税・納付期限

国民健康保険税 第10期分
介護保険料 第10期分
後期高齢者医療保険料 第9期分

納期限3月31日(木)

安全・確実・便利な口座振替で

今月の休日納税・相談窓口

3月26日(土)・27日(日)

午前8時30分～午後5時

役場1階税務課で、町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料が納められ、納税相談もできます。

図書館だより

話題の本

- ▼折れた竜骨 米澤穂信
- ▼廃院のミカエル 篠田節子
- ▼かたちだけの愛 平野啓一郎
- ▼ブンダバーとにゃんにゃんにゃん くぼしまりお
- ▼さらば、シッコザウルス 服部千春
- ▼おきやく、おことわり? ボニー・ベッカー

開館時間

午前9時30分～午後6時

問い合わせ

☎(直通) 285-6963

町民相談

☎住民課住民相談班 ☎(内線) 3319

種類	日程
法律相談《完全予約制》	4日(金)・17日(木) 午前10時～午後3時
司法書士法律相談	9日(水) 午後1時～4時
消費生活相談	3日・7日・10日・14日・17日・24日・28日・31日 午前10時～午後4時
交通事故相談	23日(水) 午後1時～4時
行政書士相談	10日(木) 午後1時～4時
多重債務相談	16日(水) 午後1時～4時
不動産相談	24日(木) 午後1時～4時
人権・行政ごまきごと相談	11日(金) 午前10時～11時30分

※会場は役場相談室です。

※法律相談は弁護士が対応します。予約は、相談日の7日前から開始します。

※司法書士法律相談は、民事に関する紛争で、紛争の目的の価額が140万円を超えないものに限りです。

ハローワーク就労相談会

☎商工観光課商工労政班 ☎(内線) 3523

ハローワーク職員による就労相談	10日(木) 午前10時～午後3時 役場1階相談コーナー
-----------------	------------------------------

教育相談

☎教育開発センター ☎(直通) 206-1061

来所相談	毎週月・火・木・金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後4時
出張相談	●レディースプラザ 7日(月) ●ラビンプラザ 14日(月) いずれも午前9時～午後4時
電話相談	平日 午前9時～午後4時

※不登校・いじめ・校外活動・非行・就学相談など

文化会館 催し案内

◆ホール

月日	催し	開演	終演	主催	入場
3/6 (日)	第33回愛川町民謡協会 発表会	10:00	17:00	・愛川町民謡協会 大矢 ☎ 286-6638	無料 (先着 535 人)
3/19 (土)	読書普及映画会 「アイス・エイジ3 ティラノのおとしもの」	14:00	15:45	・図書館 ☎ 285-6963	無料 (先着 535 人)
3/21 (月)	愛川高校和太鼓部 定期演奏会	13:00	15:00	・愛川高校 ☎ 286-2871	無料 (先着 535 人)
3/26 (土)	ピアノ発表会	10:30 13:00	12:00 15:00	・リトルフェローピアノの会 豊島 ☎ 285-5155	無料 (先着 535 人)

◆展示

期間	催し	主催	備考
3/13 (日) } 3/26 (土)	平成23年 新春かきぞめ 上位入選展	・溪石書道会 梅澤 ☎ 285-0656	初日は15:00から 最終日は16:00まで

※入場は無料です。展示時間は午前9時から午後5時までです。

※問い合わせは直接主催者をお願いします。

※休館日は毎週火曜日

スポーツ施設の抽選予約

スポーツ施設の利用予約は、スポーツ施設予約システムをご利用ください。

今月の抽選予約	抽選結果
6月利用分	4月2日(土)

当選者は4月末日までに本予約を行ってください。末日までに本予約をしなかった場合は、翌日から空き施設として開放します。

※愛川町の施設を2回無断キャンセルすると半年間予約ができなくなります。

※三増公園陸上競技場は、3月末まで修繕工事のため使用できません。

問い合わせ◆スポーツ・文化振興課
☎(直通) 285-6958

あいかわ町民活動サポートセンター
臨時職員を募集

町では、ボランティアやNPOなど、町民皆さんの自主的・自立的な公益活動の活性化のため、公益活動に関する各種相談や情報収集・情報発信、打ち合わせ、団体間の交流などを行うことができる拠点として「あいかわ町民活動サポートセンター」を設置して

います。

このサポートセンターで働いていただける方を募集します。

勤務日・勤務時間◆土曜・日曜・祝日を含む週2日程度

午前9時30分～午後9時(三交代制)※要相談

勤務場所◆あいかわ町民活動サポートセンター(役場庁舎分館1階)

勤務内容◆施設の利用受付、相談、掲示物の受付業務、広報紙の作成、ホームページの更新など

応募資格◆次の要件を全て満たす方

- ① ボランティアやNPOなどの公益活動に関心のある方
- ② パソコン操作のできる方

募集人数◆若干名

応募方法◆3月15日(火)までに顔写真を貼った自筆の履歴書(市販のもの)を行政推進課へ提出してください。

問い合わせ◆行政推進課行政管理班
☎(直通) 285-6925

春の火災予防運動

3月1日(火)～7日(月)

平成22年度全国統一防火標語

「消したかな」あなたを守る合言葉

今の季節は、空気が乾燥し火災が発生しやすい状況となっています。

一人一人が防火の重要性を自覚し、火の元、火の取り扱いには十分注意しましょう。

《住宅での出火防止対策》

三つのポイント

- 寝たばこは絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

四つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。

実施期限などが定められた三つの情報をお知らせします。これらは法律などで義務付けられていたり、実施しないと日常生活に支障を及ぼしたりするものです。必ず期限に間に合うよう、準備を進めてください。

地上デジタル放送移行

7月24日に地上アナログ放送は終了します。それまでにご家庭のテレビを「地上デジタル放送(地デジ)」対応に替えないと、移行後にテレビを視聴できなくなってしまいます。

アナログ放送終了まであと4カ月余り。終了期限間際に新しいテレビなどを購入した場合、工事が集中して間に合わなくなる可能性があります。

総務省では、さまざまな支援策を設けていますので、分からないことなどはお気軽にご相談ください。早めに対応をお願いします。

デジサポの戸別訪問

地デジ化でお困りの家庭を訪問し、地デジの説明をしたり、相談を受けたりするものです。

対象◆おおむね65歳以上の方のみの世帯や障害者などで、自宅訪問による説明・相談を希望する方

料金◆無料

問い合わせ◆デジサポ神奈川 ☎045-345-0110

※受付時間は午前9時～午後9時(土曜・日曜・祝日は午後6時まで)

低所得者への支援

経済的な理由で地デジをまだ視聴できない「NHK放送受信料全額免除世帯」に対する支援をしています。その支援の対象に、「市町村民税非課税世帯」が加わることとなりました。

対象◆世帯全員が市町村民税非課税の措置を受けている世帯

支援策◆簡易なチューナー1台を無償

で給付します。

申込期限◆7月24日(日)まで(当日消印有効)

※申し込みが集中した場合、チューナーが届くまで最長3～4カ月程度を要する可能性があります。早めにお申し込みください。

必要書類◆

- ・申込書
- ・世帯全員が記載された住民票の写し
- ・世帯全員分の市町村民税非課税証明書

※申込書は、電子メールまたは電話で入手することができます。

問い合わせ◆総務省地デジチューナー支援実施センター

①NHK放送受信料全額免除世帯への支援については、☎0570-033840

②市町村民税非課税世帯への支援については、☎0570-023724



神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例

昨年4月に施行された県の「受動喫煙防止条例」により、ことしの4月から第2種施設でも罰則が適用されます。施設の入り口付近には、「禁煙」「分煙」などの表示が義務付けられています。喫煙区域や喫煙所には、保護者が同伴していても未成年者の立ち入りはできません。

「吸わないひとには、吸わせない」

を徹底し、受動喫煙を防止しましょう。

◆学校、病院、物品販売店など「第1種施設」→禁煙

◆飲食店、宿泊施設、理・美容室など「第2種施設」→禁煙か分煙

※小規模飲食店などは努力義務

問い合わせ◆県たばこ対策課 ☎045-210-5015・5025

住宅用火災警報器 —6月1日までに設置義務—

一般住宅にも、住宅用火災警報器を設置することが義務付けられています。火災はいつ発生するか分かりません。早めに設置し大切な生命・財産を守りましょう。

警報器の種類◆煙式を購入してください。

設置場所◆全ての寝室に設置します。寝室が2階・3階にある場合は、階段にも必要です。

問い合わせ◆消防本部消防防災課 ☎285-3131

◆悪徳商法にご注意ください◆

地デジ化に関し、テレビ調査員や工事業者などを名乗って不正請求をしたり、振り込め詐欺をしたりする事件が発生しています。総務省や役場、テレビ局その他の関係機関がお金を請求することは一切ありません。

住宅用火災警報器に関しても、消防署を名乗って訪問販売する悪質な業者がいます。

いずれの場合も、「おかしいな」と思ったら、きっぱりと断りましょう。



未成年者と飲酒の害

「三本の矢」で有名な戦国時代の武将・毛利元就^{もとなり}には、次のような逸話も残っています。それは息子の妻に送った手紙に「私は下戸なのでこのように長生きしている。酒を飲まなければ70、80歳まで長生きでき、これに勝るめだたいことはない」と書いたという話です。実際に元就は当時としては長寿の75歳まで生きています。孫の輝元にも「酒を飲み過ぎるな」という手紙を送っています。

なぜ元就が酒に関して気を付けているかということ、元就の祖父も父も兄も酒の害により若くして亡くなっているからです。兄の興元は、8歳で毛利家を継ぎましたが、過度な飲酒によって25歳の若さで亡くなっています。

昔は「お酒は20歳から」という法律(未成年者飲酒禁止法)もなかったことから、10代からの飲酒の害が問題となっていたことがうかがえます。



未成年者が飲酒してはいけない理由

【体の成長を止めてしまう】

人間の脳や体は10代後半から20代前半の間に大きく成長しますが、この時期の脳は有害物質に極めて弱く、アルコールの影響で神経細胞が破壊され、脳の成長を大きく阻害します。

女性の場合は、生理が不順になったり止まったりします。それは将来妊娠した際に、流産や早産、胎児の発育不良といった危険につながります。

【アルコールの分解が遅い】

動物実験によって、成年の個体に比べて未成年の個体はアルコールの分解が遅いということが分かっています。これは、成年者と未成年者が同じ量の酒を飲んでも、未成年者の場合、血中のアルコール濃度が高くなり、急性アルコール中毒を起こす危険性が高いことを意味します。

【内臓への悪影響】

飲酒によって一番影響を受ける内臓は、アルコールを分解する肝臓です。肝臓は「沈黙の臓器」と呼ばれ、数十年経ってから病気が現れることもあり、自覚症状が現れにくいので、気が付いた時にはすでに重症となっていることもあります。

10代から飲酒をしていると肝臓への負担が大きくなり、病気の発症が早まる傾向にあります。働き盛りの40代での発症も珍しくありません。

【過度な飲酒を起こしやすい】

成年者であれば、多くの人は自分が飲める適切な量を分かっていますが、それでも飲み過ぎることはあります。成年者でもそのような状況ですから、自己抑制が未熟な未成年者は過度な飲酒をする傾向にあります。

また、酒を飲み始めた年齢が早ければ早いほど、アルコール依存症になるリスクが高まるということも分かっています。

【非行の原因になる】

飲酒がきっかけとなり、喫煙、薬物の乱用や依存など、非行の原因になることが多いといわれています。

未成年者の飲酒の防止策

飲ませない◆どのような理由であっても、保護者や周りの大人は飲酒を勧めてはいけません。

やめさせる◆もし未成年者が飲酒をしていたと分かった場合は、毅然とした態度を取り、飲酒をやめさせましょう。未成年者の飲酒を知りながらやめさせなかった場合は法律で罰せられます。

誘惑に乗らない◆未成年者も自分の将来への飲酒の害を考えましょう。特に3月・4月は酒が提供される場が多い時期ですが、誘惑に乗らないようにしましょう。「その場の雰囲気」よりも大切なのは「自分の将来」です。

家庭の日・あいさつ声かけ運動推進の町

毎月第3日曜日は家庭の日

問い合わせ◆生涯学習課青少年教育班

☎(直通) 285-6959

みんなの活動ファイル

【妊婦と親子のためのサークル「とまり木」】

ママたちによるママたちのための子育て支援

「とまり木」は、地域のお母さんたちが自主的に集まり活動する子育てサークルで、子どもを持つお母さんや妊婦さんが子どもを遊ばせながら気持ちのリフレッシュを図り、情報交換や仲間作りができる場所です。

「ママたちがほっと一息休める場所、そして心のよりどころとなるのが『とまり木』です」と話すのは代表の馬場さん。新生児を連れての外出に不安を感じる方も気兼ねなく集まって気軽なおしゃべりを楽しみ、子育ての不安や疑問を解消するきっかけになればと考えています。

サークルにはアドバイザーとして助産師の津田さんをお迎えしており、赤ちゃんの成長のこと、自分の体のことを相談できます。津田さん自身もお子さんを育てるママの一人。心強い先輩ママとして、サークル活動を支えています。

とまり木の活動は、平成22年度あいかわ町民活動応援事業にも採用され、毎月2回のサロン開催のほかにも、応急処置の仕方、ヨガ・エアロビクス、アロマテラピーなどの講座を開催したり、出産体験などを語り合う場を設けたりして、お母さんたちに学びの場を提供しています。

サロンや講習会は自由に参加することができます。子育て中のお母さん、妊婦さん一人で悩んでいませんか。「とまり木」に遊びに来ませんか。

子どもたちを遊ばせながら、
気楽におしゃべりしませんか。

活動日◆第2火曜日・第4火曜日 午前10時～正午
活動場所◆(第2火曜日)レディースプラザ和室
(第4火曜日)春日台児童館和室

問い合わせ◆tomarigi_aikawa@yahoo.co.jp

※活動日・活動場所が変わることがありますので、
日程などをお問い合わせください。



サポートセンター
登録団体



12月14日 アロマテラピー講座の様子



旭山動物園にて。ペンギンの散歩、かわいかったです！(小沢:近藤さん)



今日ご機嫌、パピヨンの蘭ちゃんです。(中津:KKさん)

中 学2年生が職場体験

1月19日から21日までの3日間にわたり、120事業所のご協力をいただき、町内の中学2年生399人が職場体験を行いました。

最初は不安でいっぱいだった生徒たち。スーパーでは、商品を並べている最中にお客様から質問されて戸惑う姿も見られました。

しかし、丁寧な指導を受け、従業員の真剣な仕事ぶりを



スーパーで商品の整理（愛川中）



理容室でシャンプーの実習（愛川中原中）



オートバイの仕組みを学ぶ（愛川東中）

目の当たりにしながら働いているうちに、仕事の楽しさと難しさの両方を実感したようです。「仕事を終えたときの達成感を味わえた」「学校以上に規則や時間に厳しい」「あいさつと笑顔を忘れないお店の人たちがすごく立派に見えた」と話すなど、有意義な職場体験となったようでした。

ご協力くださった事業所の皆さん、温かく見守ってくださった町民皆さん、ありがとうございました。

※役場で職場体験をした、鳥居香菜さん（愛川中原中）が取材・写真撮影をしました。

新 たな決意を持って 立志式を開催

2月4日、町内の中学2年生を対象に「14歳立志式」を開催しました。かつての“元服”にちなんだ立志式は、成人になる



までの準備期間として、これからの生き方を考えてもらおうと行われるもので、こととして43回目を迎えます。

会場の文化会館には、3中学校の生徒が一堂に出席。「自分たちのための自分たちの手による立志式」を目指し、司会やあいさつなどすべて生徒たちが担当。新たな決意を胸に、将来への思いや両親や友人への感謝の気持ちなど、それぞれの「誓いの言葉」を発表しました。

登 録調査員 荻田さんが表彰 —統計調査の功績をたたえ—

2月5日に開催された神奈川県統計大会で、荻田香代子さん（田代）に、経済産業省所管統計調査功績者表彰が贈られました。

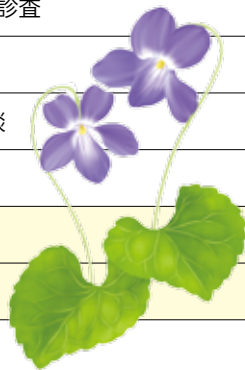
荻田さんは長年にわたり本町の登録調査員として各種統計調査に携わり、その功績が認められたものです。



人口	43,280 (△ 9)
男	22,513 (△ 11)
女	20,767 (2)
世帯	17,530 (11)

3月 あいかわカレンダー

1	(火)	議会本会議(1日目)	4カ月児健康診査
2	(水)	議会本会議(2日目)	
3	(木)	議会本会議(3日目)	消費生活相談
4	(金)	法律相談	
5	(土)		
6	(日)	当番医:岡本医院	
7	(月)	消費生活相談	
8	(火)	議会本会議(4日目)	3歳6カ月児健康診査
9	(水)	司法書士法律相談	
10	(木)	議会本会議(5日目)	行政書士相談 消費生活相談 10カ月児健康診査 ハローワーク就労相談会
11	(金)	人権・行政こまりごと相談	1歳6カ月児健康診査
12	(土)		
13	(日)	当番医:石井医院	
14	(月)	消費生活相談	
15	(火)	ヘルスあっぷ相談	
16	(水)	多重債務相談	
17	(木)	法律相談	消費生活相談 もぐもぐ赤ちゃんセミナー
18	(金)		
19	(土)		
20	(日)	当番医:愛川北部病院	
21	(月)	当番医:さくらクリニック	
22	(火)	すくすく親子健康相談	
23	(水)	交通事故相談	
24	(木)	不動産相談	消費生活相談 むしばいばい教室 2歳児歯科検診
25	(金)	議会本会議(6日目)	
26	(土)	住民課特別休日窓口	休日納税・相談窓口
27	(日)	住民課特別休日窓口	休日納税・相談窓口 当番医:関根医院
28	(月)	八菅神社の火渡り	消費生活相談
29	(火)		
30	(水)		
31	(木)	消費生活相談	



～無病息災を祈る～ 八菅神社の火渡り 3月28日(月)正午から



「あいかわ景勝10選」の一つ、八菅山と八菅神社。八菅山はかつての山岳信仰の聖地で、八菅神社は修験者たちが集う道場として栄えてきました。

火渡りは1年の無病息災を祈る伝統行事で、山伏装束の人たちが燃え盛る火の中を歩く光景は、往時の荒行を今に伝えます。この伝統行事を一目見よう、体験してみようと、境内は多くの見物客でにぎわいます。

無病息災を祈って皆さんも体験してみたいかがででしょうか。

問い合わせ◆商工観光課商工観光班 ☎(直通) 285-6948

休館日・休園日

第1号公園体育館	毎週火曜日
田代運動公園・三増公園陸上競技場	毎週火曜日、23日(水)
町民活動サポートセンター	毎週水曜日
文化会館・ラビンプラザ	毎週火曜日
レディースプラザ	29日(火)
図書館	毎週火曜日、2日(水)
郷土資料館	毎週月曜日(21日を除く)、22日(火)

広報あいかわは、録音ボランティアグループ「かえでの会」のご協力により、視覚障害者用に音声テープ化されています。ご希望の方は、社会福祉協議会にご連絡ください。☎(内線) 3792